知立市民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　知立市民間住宅省エネ改修事業費補助金は、既存住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号国土交通事務次官通知）及び愛知県民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱（令和６年３月２５日付け５住計第７６７号通知）に基づき、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知立市補助金等交付規則（昭和４６年知立市規則第２５号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 住宅　市内に存する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）を含む（国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第２条第２項に規定する新築住宅を除く。）

(2) 省エネ基準　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(3) ZEH水準　日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級５（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級６の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

(4) 仕様基準　省エネ基準にあっては住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成２８年国土交通省告示第２６６号）の「１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様を、ZEH水準にあっては住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準

（令和４年国土交通省告示第１１０６号）の「１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(5) BELS　建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和５年国土交通省告示第９７０号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。

(6) 管理組合　マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（補助の対象）

第３条　補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 住宅の省エネ診断

(2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修で、次のいずれかに該当するもの

ア　省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価又は認証を受けているもの（受ける予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）

イ　住宅の部分について別表１－１に定める改修を行うもの（以下「部分改修」という。）

ウ　ZEH水準に相当する全体改修と併せて実施する構造補強工事であって、次のいずれかに該当するもの

(ｱ) 構造計算により構造安全性が確認できるもの

(ｲ) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの

２　前項第２号の改修を行う場合にあっては、改修を行う住宅は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 地震に対する安全性が別表１－２に定めるいずれかの方法により確認できるもの

(2) 現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うもの

(3) 現にZEH水準を満たしていないもの

３　対象事業は、第８条の規定による補助金の交付決定後に着手するもので、交付決定の日以降かつ当該年度の２月末日までに完了するものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前条第１項各号の事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における区分所有法第２条第２項に規定する区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(3) 市税の滞納がない者

（補助対象事業費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 住宅の省エネ診断に要する費用

ア　省エネ診断に係る費用

イ　省エネ診断に必要となる調査のための費用

ウ　既存住宅についてBELS等の評価又は認証を受けるために必要な費用

(2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定に要する費用

ア　省エネ改修を行うために必要な調査、設計及び計画に係る費用

イ　改修設計内容についてBELS等の評価又は認証を受けるために必要な費用

(3) 住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの

ア　全体改修の場合にあっては、省エネ改修に係る費用（ただし、別表１－１にモデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上限額とする。）

イ　部分改修の場合にあっては、省エネ改修に係る費用のうち別表１－１に定める工事に係る費用（ただし、モデル工事費を上限額とする。）

(4) 全体改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用

２　前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の者が行う補助制度を受けた又は受ける予定がある場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象事業費から除くものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次の各号の補助対象事業に応じて当該各号に掲げる額とする。ただし、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 住宅の省エネ診断　１戸につき、補助対象事業費の３分の２以内とし、１２０，０００円を限度とする。

(2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修　別表２の第１欄又は第２欄に掲げる額のいずれか低い額

２　前項第２号において、設備の効率化に係る工事における補助金の交付額については、開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とする。

３　同一の住宅に行う補助は、第３条第１項各号につき、原則として１回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１）に別表３に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行いその内容を審査し、適当と認めるときは補助金（変更）交付決定通知書（様式第２）により補助事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第９条　補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第３）に別表３に定める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　前項の承認は、事業内容の変更が６月未満の事業完了予定日の延長（交付決定の日の属する年度の２月末日までに限る。）又は事業量の変更で、補助金の額に変更を生じない場合は、不要とする。

３　補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第４）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

４　市長は、前項について、内容を審査し適当と認めたときは中止（廃止）承認及び交付中止決定通知書（様式第５）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第１０条　補助事業者は、第８条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

２　前項の取り下げを行うときは、第８条による補助金交付決定通知を受理した日から起算して１５日を経過した日までに、申請取下書（様式第６）を市長に提出するものとする。

（完了実績の報告）

第１１条　補助事業者は、事業が完了したときは、完了実績報告書（様式第７）に別表３に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の報告は、事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに行うこととする。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第８条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第８）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１３条　市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第９）により市長に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１４条　市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

２　市長は、前項の取消しを決定したときは、交付決定取消通知書（様式第１０）により補助事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第１５条　補助事業者（この条において、補助事業後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産については、補助事業完了後１０年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）において耐用年数が１０年未満のものにあっては耐用年数）以内に市長の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が交付された補助金額を返納した場合はこの限りではない。

（会計帳簿等の整備等）

第１６条　補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（書類の提出）

第１７条　この要綱により市長に提出する書類は、１部とする。

（期日の特例）

第１８条　補助金に係る申請書等の提出期限が、知立市の休日を定める条例（平成２年知立市条例第１号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

（雑則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。